

# 配偶者や恋人等からの暴力（DV）をご存知ですか？

配偶者や恋人等から振るわれる暴力のことを、ドメスティック・バイオレンス（DV）と言います。DVは、人権を著しく侵害する身近な問題で、犯罪です。ひとりで悩まずに相談してください。また、DVを受けている人に気づいたら、相談窓口を紹介するなどの声かけをお願いします。

## DVの形態

DVには、①身体的暴力だけでなく、②精神的暴力、③性的暴力、④経済的暴力等があり、次のような様々な暴力が重なって起きています。

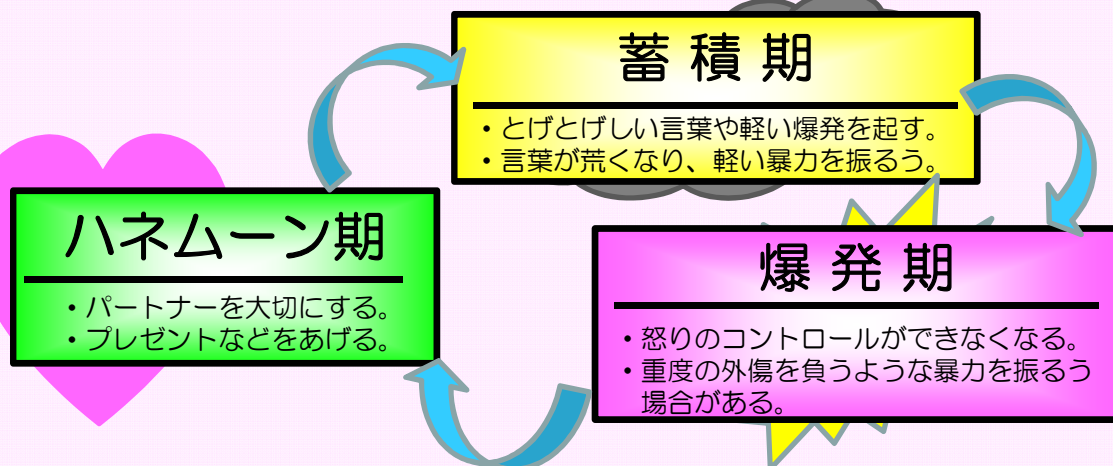
### 例

- 殴る、蹴る、押す、腕をねじる、つねる
- 刃物などの凶器をからだに突きつける
- 首をしめる
- 髪をつかんで引きずりまわす
- 物を投げる、壊す
- 大声でどなる
- 実家や友人とつきあいを制限したり、携帯電話を細かくチェックしたりする
- 何を言っても無視して口をきかない
- バカにしたり、命令するような口調でものを言ったりする
- 「殺してやる」「死んでやる」とおどす
- いやがっているのに性行為を強要する、避妊に協力しない
- いやがっているのに裸や下着姿の写真を撮る
- 生活費を渡さない、外で働くなと言ったり、仕事を辞めさせたりする
- 電話やメールで常に行動を監視する、外出することを許さない
- 子どもに危害を加える、子どもの前で暴力をふるう
- 子どもを取り上げると言っておどす

## DVのサイクル

配偶者や恋人等からの暴力は繰り返されることが多く、下図のようなサイクル（周期）があるといわれています。

（ただし、ハネムーン期が無く、蓄積期と爆発期を繰り返す場合もあるなど、必ずしもこのサイクルがすべての人に当てはまるわけではありません。）



鳥取県子育て・人財局家庭支援課

〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地 TEL:0857-26-7869 FAX:0857-26-7863

# D V 被害に悩んでいる方へ

## ◆ひとりで悩まず相談してください。

配偶者暴力相談支援センター（婦人相談所、心と女性の相談担当）や警察は、D V被害に悩んでおられる方の相談を受ける機関です。ひとりで抱え込まずに相談してください。秘密は固く守られますので安心してください。

## ◆自分を責めないでください。

被害者が悪いのではありません。自分を責めないでください。どんな理由があろうと暴力は犯罪です。

## D Vに関する相談窓口

### ◆配偶者暴力相談支援センター（受付時間 月～金 8:30～17:15）祝日を除く

管轄	名称	住所	電話番号（FAX番号）
東部	鳥取県福祉相談センター （鳥取県婦人相談所）	鳥取市江津3-1-8	<b>0857-27-8630</b> (FAX 0857-21-3025)
中部	鳥取県中部総合事務所福祉保健局 障がい者支援課心と女性の相談担当	倉吉市東巖城町2	<b>0858-23-3152・3147</b> (FAX 0858-23-4803)
西部	鳥取県西部総合事務所福祉保健局 障がい者支援課心と女性の相談担当	米子市東福原1丁目 1-4-5	<b>0859-31-9304</b> (FAX 0859-34-1392)

### 〔夜間・休日の相談窓口〕

DV夜間休日電話相談	<b>0858-26-9807</b>	夜間(毎日 17:15～8:30) 休日(土・日・祝日 8:30～17:15)
------------	---------------------	--

### ◆その他

#### 【女性問題の不安や悩みの相談窓口】鳥取県男女共同参画センターよりん彩相談室

	電話番号	相談時間
中部 センター相談室	<b>0858-23-3939</b>	火～日曜日:9～17時
東部 東部相談室	<b>0857-26-7887</b>	月～金曜日(第3木曜日を除く):9～12時、13～17時 第3木曜日:9時～11時30分
西部 西部相談室	<b>0859-33-3955</b>	

【警察】 警察総合相談電話 **0857-27-9110（#9110）** 警察本部性犯罪110番 **0857-22-7110**  
緊急電話 **110番**

## D Vをしてしまった方、D Vをしてしまいそうな方へ

鳥取県では、D Vの防止のため、D V加害をしてしまった方、してしまいそうな方の電話相談窓口を開設しています。「これってD Vになるのかな?」、「D Vをしてしまったがどうしよう」など、D V加害の相談やD Vに加害行為についての相談を受け付けています。この電話相談を利用して、D Vについて自分の考えや行為を見つめ直すきっかけとしてください。

D V加害に関する電話相談	<b>0857-22-7867</b>	毎月第3金曜日（祝日の場合はその前日） 18時30分～20時30分
---------------	---------------------	--------------------------------------